

独立行政法人国立美術館における旅行命令権の委任細則

平成13年11月 7日

国立美術館規程第64号

第1条 理事長は、独立行政法人国立美術館旅費規程第2条に基づき、その権限に属する旅行命令または旅行依頼の権限を各美術館長に対し、当該美術館に属する職員に関する旅行命令及び当該美術館に関わる旅行依頼について委任する。

第2条 旅行命令権者が海外渡航又は1週間以上の国内旅行をする場合は、その氏名、旅行場所及び旅行期間を事前に理事長に報告するものとする。

附 則

この細則は、平成13年11月7日から施行する。